

指定訪問看護の重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 COLOR'S
代表者名	代表取締役 牧内 秀樹

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーション スケッチ
指定番号	2363990165
所在地	愛知県稲沢市国府宮神田町 28 ソシア国府宮A棟 202 号
管理者	長井 諒
電話番号	電話：0587-96-8565 ファックス：0587-50-8824

3. 事業の目的と運営方針

[事業の目的]

株式会社COLOR'Sが運営する訪問看護ステーション スケッチ（以下、本事業所という）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護は居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた精神疾患対象者、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）の高齢者等の利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

[運営の方針]

- （１） 本事業所の看護師その他の従業者は、利用者が有する能力を主体的に発揮し、可能な限り居宅において継続して生活できるように、健康及び日常生活活動の維持・回復をめざして、在宅医療及び、快適な在宅療養生活の支援に努める。
- （２） 事業の実施にあたっては、関係市区町村、相談支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保険・医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （３） 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。

4. 本事業所の職員体制（2025年6

5. 月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名	
看護師	5名	
准看護師		
作業療法士		
事務員	1名	

6. 営業時間

営業日・営業時間	事業所営業日：月曜日から金曜日までとする。 事業所営業時間：午前9時から午後6時 訪問看護の提供においては、12月30日から1月3日を除く月曜から日曜日。 緊急時に関しては12月30日から1月3日も対応。
----------	---

7. 営業地域

営業地域	稲沢市、一宮市、愛西市、津島市、あま市、大治町、清須市、岩倉市、 北名古屋市、名古屋市中村区、西区、北区及びその近郊
------	---

8. 訪問看護の利用時間及び利用回数

○主治医の訪問看護指示及び利用者の希望、心身の状態を踏まえて訪問看護計画書を作成し、利用者に提供して同意のもとに利用時間及び利用回数を定めます。ただし、利用者の状態等に応じて訪問看護の必要性を主治医に相談し対応します。※介護保険適用の場合：居宅サービス計画書又は介護予防サービス計画書（以下「居宅サービス計画書」という。）に基づき、訪問看護の利用時間及び利用回数は定めるものとします。ただし、利用者の状態に応じて訪問看護の必要性をサービス担当者会議等で相談し対応します。（ただし、介護保険の要介護者等であっても医療保険適用となる場合を除く。）

9. 利用料

○本事業所は利用料として健康保険法、介護保険法等に規定する額の支払い（別紙の当事業所料金表の額）を利用者から受けるものとします。医療保険で訪問看護を利用する場合、訪問看護療養費の額の1割、2割又は3割を徴収するものとします。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を支払うものとします。

自立支援医療制度など公費助成制度の利用により、利用料が減額又は無料となる場合があります。

○利用者は、当事業所料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

○医療物品等の実費費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払に同意する旨の文章に署名（記名、押印）を受けることとします。

○利用料金の支払い方法

毎月、15日前後に前月分の請求書をお渡しします。

現金でのお払いをお願いしております。

○利用料等の支払いを受けるに際し、領収書を交付します。

○営業地域内、営業地域外でも交通費は頂きません。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です
当日、訪問までのご連絡	
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金100%を請求いたします

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

10. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

当事業所は事故の発生に際し、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存します。

当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 人権擁護・虐待防止のための措置

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護計画書、居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護・虐待防止に取り組める環境整備に努めます。

12. 相談・苦情申し立て窓口

訪問看護ステーション スケッチ	電話：0587-96-8565 ファックス：0587-50-8824 担当者名 管理者：長井 諒 ご利用時間 午前9時～午後6時
-----------------	---

※当事業所以外のサービス相談・苦情窓口

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内 苦情相談室	電話：052-971-4165 愛知県名古屋市東区泉1丁目6番5号 ご利用時間 平日：午前9時～午後5時 (午後12時～午後1時を除く)
--------------------------------	---

名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	電話：052-972-3087
稲沢市役所 高齢介護課	電話：0587-32-1111
被保険者の各市町村介護保険課の窓口	

訪問看護ステーション スケッチ 個人情報保護に関する方針

訪問看護ステーション スケッチは、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定めて実施します。

- ① 個人情報は適正な取得に努めます。
- ② 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊など問題発生時には速やかに対処します。
- ③ 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- ④ 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには、正確・最新の内容を保ちます。
通常必要と考えられる個人情報の範囲は訪問看護の提供に必要な情報です。
なお、利用目的の中で同意しがたい事項がある場合は、いつでも変更しますので意思表示をしていただきます。意思表示がない場合は同意が得られたものとします。
- ⑤ 個人情報を第三者に提供する際は、予めご本人の同意を文書で得ます。
ただし、他の事業者ではあるが、都道府県等外部監査機関など第三者に該当しないため同意を文書で得ないことがあります。
- ⑥ 個人情報の開示を求められた場合は、当訪問看護ステーションの情報提供の手続きに従って開示します。
- ⑦ ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 株式会社 COLOR'S
訪問看護ステーション スケッチ
管理者 長井 諒

ご利用者の個人情報の保護に関する同意書

株式会社 COLOR'S

訪問看護ステーション スケッチ 様

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用することを同意します。

記

1. 個人情報の利用目的

- (1) サービスの申し込み及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- (2) サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所もしくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- (3) サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）
※学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合には私の同意を得る）

2. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び廃棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

令和 年 月 日

株式会社 COLOR'S

訪問看護ステーション スケッチ

愛知県稲沢市国府宮神田町 28 ソシア国府宮 A 棟 202 号

管理者 長井 諒

個人情報保護方針に同意します。

利用者（又は代理人）住所 _____

氏名 _____ (印)

ご家族（代理人）住所 _____

氏名 _____ (印)

訪問看護料金表（医療保険・精神）

医療保険				料金	基本利用料(利用者負担金)		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ(1日につき)							
保健師 看護師 作業療法士	週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円	
	週4日目以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
		30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
准看護師	週3日目まで	30分以上の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		30分未満の場合	3,875円	387円	774円	1,161円	
	週4日目以降	30分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
		30分未満の場合	4,720円	472円	944円	1,416円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(1日につき) ※1							
保健師 看護師 作業療法士 同一日に2人	週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円	
	週4日目以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
		30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円	
保健師 看護師 作業療法士 同一日に3人以上	週3日目まで	30分以上の場合	2,780円	278円	556円	834円	
		30分未満の場合	2,130円	213円	426円	639円	
	週4日目以降	30分以上の場合	3,280円	328円	656円	984円	
		30分未満の場合	2,550円	255円	510円	765円	
准看護師 同一日に2人	週3日目まで	30分以上の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
		30分未満の場合	3,875円	387円	774円	1,161円	
	週4日目以降	30分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
		30分未満の場合	4,720円	472円	944円	1,416円	
准看護師 同一日に3人以上	週3日目まで	30分以上の場合	2,530円	253円	506円	759円	
		30分未満の場合	1,940円	194円	388円	582円	
	週4日目以降	30分以上の場合	3,030円	303円	606円	909円	
		30分未満の場合	2,360円	236円	472円	708円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(外泊時の訪問看護、管理療養費なし)			8,500円	850円	1,700円	2,550円	
管理療養費(1日につき)		1日目	7,440円	744円	1,488円	2,232円	
		2日目以降	3,000円	300円	600円	900円	
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日共同の訪問看護)			12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
加 算	緊急時訪問看護加算(診療所、又は在宅療養支援病院の指示の下、緊急訪問1日につき)		2,650円	265円	530円	795円	
	24時間対応体制加算(月1回)		6,400円	640円	1,280円	1,920円	
	夜間・早朝訪問看護加算(18～22時／6～8時)		2,100円	210円	420円	630円	
	深夜訪問看護加算(22～翌6時)		4,200円	420円	840円	1,260円	
	複数名訪問看護加算	看護師 作業療法士等	同一建物内1人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内2人	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		准看護師	同一建物内1人	3,800円	380円	760円	1,140円

訪問看護料金表（医療保険・精神）

			同一建物内 2 人	3.800 円	380 円	760 円	1.140 円	
			同一建物内 3 人以上	3.400 円	340 円	680 円	1.020 円	
		看護補助者	同一建物内 1 人	3.000 円	300 円	600 円	900 円	
			同一建物内 2 人	3.000 円	300 円	600 円	900 円	
			同一建物内 3 人以上	2.700 円	270 円	540 円	810 円	
		看護補助者 (別表 7・8、特別指示) 1 日に 1 回	同一建物内 1 人	3.000 円	300 円	600 円	900 円	
			同一建物内 2 人	3.000 円	300 円	600 円	900 円	
			同一建物内 3 人以上	2.700 円	270 円	540 円	810 円	
		看護補助者 (別表 7・8、特別指示) 1 日に 2 回	同一建物内 1 人	6.000 円	600 円	1.200 円	1.800 円	
			同一建物内 2 人	6.000 円	600 円	1.200 円	1.800 円	
			同一建物内 3 人以上	5.400 円	540 円	1.080 円	1.620 円	
		看護補助者 (別表 7・8、特別指示) 1 日に 3 回以上	同一建物内 1 人	10.000 円	1.000 円	2.000 円	3.000 円	
	同一建物内 2 人		10.000 円	1.000 円	2.000 円	3.000 円		
	同一建物内 3 人以上		9.000 円	900 円	1.800 円	2.700 円		
	長時間訪問看護加算／90 分を超えた場合(要件により 1 回～3 回)				5.200 円	520 円	1.040 円	1.560 円
	特別管理加算	重			5.000 円	500 円	1.000 円	1.500 円
		軽			2.500 円	250 円	500 円	750 円
	乳幼児加算	3 歳未満			1.500 円	150 円	300 円	450 円
	幼児加算	3 歳～6 歳未満			1.500 円	150 円	300 円	450 円
	難病等複数回 訪問加算	1 日 2 回	同一建物内 1 人	4.500 円	450 円	900 円	1.350 円	
			同一建物内 2 人	4.500 円	450 円	900 円	1.350 円	
			同一建物内 3 人以上	4.000 円	400 円	800 円	1.200 円	
		1 日 3 回以上	同一建物内 1 人	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円	
			同一建物内 2 人	8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円	
			同一建物内 3 人以上	7.200 円	720 円	1.440 円	2.160 円	
退院時共同指導加算(適応時)				8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円	
退院支援指導加算				6.000 円	600 円	1.200 円	1.800 円	
在宅患者連携指導加算(適応月／月 1 回まで)				3.000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算				2.000 円	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算				2.500 円	250 円	500 円	750 円	
精神科重症患者	精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定			8.400 円	840 円	1.680 円	2.520 円	
支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定			5.800 円	580 円	1.160 円	1.740 円	
	精神科複数回訪問加算(1 日に 2 回)※2			4.500 円	450 円	900 円	1.350 円	
	精神科複数回訪問加算(1 日に 3 回以上)※2			8.000 円	800 円	1.600 円	2.400 円	
情報提供療養費 1～3(月 1 回)				1.500 円	150 円	300 円	450 円	
ターミナルケア療養費 1(適応時)				25.000 円	2.500 円	5.000 円	7.500 円	
ターミナルケア療養費 2(適応時)				10.000 円	1.000 円	2.000 円	3.000 円	

※1 訪問看護基本療養費Ⅲは同一建物居住者に同一日に他の利用者にも訪問した場合に算定

※2 医療機関が精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する利用者である場合に算定